年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額（この場合において、組合が起こした地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。） ［2　略］	
［四十七　略］	［略］	［略］
［削る］		
四十八　臨時財政対策のため平成十三年度から平成三十年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十四年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等	千円

各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額（この場合において、組合が起こした地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。） ［2　同上］	
［四十七　同上］	［同上］	［同上］
四十八　臨時税収補填債	道府県にあつては地方財政法第三十三条の四第二項の規定により当該道府県の平成九年度の地方消費税の収入見込額及び消費譲与税相当額（地方税法等改正法附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この表において同じ。）の収入見込額の合算額から地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この表において同じ。）の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額、市町村にあつては地方財政法第三十三条の四第二項の規定により当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費譲与税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として算定した額（以下「臨時税収補填債」という。）	千円
四十九　臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十九年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十四年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等	